

別添 3

雇用創造先導的創業等奨励金募集要項

厚生労働省職業安定局地域雇用対策室
平成22年6月

目次

1	趣旨	1
2	事業の概要	1
3	事業計画の募集	1
4	事業内容	2
5	支給対象者の指定	3
6	文書の保存等	3
7	事業計画の提案	4
8	事業計画の選抜	5
9	その他	6
	(事業計画提案書 様式第1号)	7
	(事業計画要約版 様式第2号)	10

1 趣旨

地域の雇用失業状勢は、地域ごとに異なる産業構造や地理的な要因など、それぞれの地域が有する様々な特性に基づくものであり、それぞれの地域で効果的に雇用機会の創出を図るためには、地域の実情に詳しい地域の関係者の創意工夫や発想を活かした対策を実施する必要があります。

このため、雇用失業状勢の厳しい地域の市町村、都道府県、経済団体等の関係者から構成される地域雇用創造協議会（地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（以下「地域法」という。）に規定する地域雇用創造協議会をいう。以下「協議会」という。）より、当該地域で求められる人材の育成や就職を促進するための事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果が高いと認められる事業の実施を、国が事業を提案した協議会に委託する地域雇用創造推進事業（以下「パッケージ事業」という。）を実施しているところです。

雇用創造先導的創業等奨励金（以下「奨励金」という。）は、パッケージ事業を実施する地域において、より効果的に雇用創出を図ることを目的に、パッケージ事業を実施する協議会が作成した事業の実施計画に基づき、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するために要した費用の一部を助成するものです。

2 事業の概要

パッケージ事業を実施する協議会から、民間事業者等が実施する地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業の実施計画（以下「事業計画」という。）の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果が高いと認められる事業計画を策定した協議会を国が指定し、当該計画に基づき協議会の指定する者が事業を開始した場合に、当該事業を開始した者に事業を開始するために要した費用の一部を助成します。

3 事業計画の募集

事業計画の募集に応募する協議会は、事業計画の募集と同時に行うパッ

パッケージ事業の募集に応募する協議会とします。既にパッケージ事業を実施している協議会は対象となりませんので御留意ください。

また、パッケージ事業の事業計画が不採択となった場合は、奨励金事業の事業構想も不採択となります。

4 事業内容

イ 基本的な考え方

奨励金は、地域の実情に詳しい関係者の創意工夫や発想を活かし、地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす民間事業者の創業等を促進し、波及的に地域の雇用機会を創出することを目的としています。このため、協議会が、地域で求められる事業者の事業内容を企画立案し、当該事業を実施するために必要な人材の育成から選抜までを一体的に実施することを基本的な枠組みとしています。

また、併せて、奨励金は支給の対象となる民間事業者の雇入れを促進し、直接的に雇用機会を創出することを目的としています。このため、3人以上の非自発的離職者等の雇入れを奨励金の支給要件とすることにしていきます。

具体的な事業計画の例を次に示しますが、これらはあくまで例示であり、地域の強みとなる自然環境、農林水産物、産地の技術等を活用した様々な事業を実施することができます。

ロ 事業計画の例

- (1) 商店街で賑わい拠点となる屋台村や朝市等の複合物販施設を運営する事業。(商店街への来客の増加等を通じて、商店街全体で雇用機会が増大する波及的な効果が見込まれる。)
- (2) 商店が存在しない山間部等で地域内の生産者が生産する商品等を委託販売するコミュニティショップを運営する事業。(地域内で委託販売する食品や農作物等を製造する者の創業等を促進することにより、地域全体で雇用機会が増大する波及的な効果が見込まれる。)

ハ 奨励金の支給対象となる事業計画

奨励金の支給対象となる事業計画は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 協議会が実施するパッケージ事業と同一の地域重点分野で、地域の特性等を活かして実施するものであること
- (2) 事業を実施することにより、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれるものであること
- (3) 3人以上の非自発的離職者等を雇い入れて実施するものであること
- (4) 協議会が、事業計画に添って創業を希望する者（創業等予定者）にパッケージ事業により必要な支援を行うものであること
- (5) 協議会が奨励金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）を指定した日から起算して1年を経過する日までに当該支給対象者が事業を開始するものであること
- (6) 協議会が、募集方法や選定基準を定め、支給対象者の選定を公平に行うものであること
- (7) その他奨励金の支給要件等を満たした内容であること

5 支給対象者の指定

協議会は、パッケージ事業による支援が終了した後、速やかに支給対象者を1者のみ指定し、協議会の地域を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）に通知するものとします。また、併せて、支給対象者に指定証明書を交付するものとします。

6 文書の保存等

協議会は事業計画や事業実施者に関する書類など奨励金の支給に関係する書類を国の指定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管するものとします。協議会が解散する場合は、協議会の構成員となっている市町村又は都道府県が文書を引き継ぐ必要があります。複数の市町村又は都道府県が構成員となっている場合は、あらかじめ担当を定めておく必要がありますので御留意ください。

7 事業計画の提案

事業計画の提案を希望する協議会は、以下の事項に従い事業計画を作成し、労働局へ提出してください。

イ 必要書類

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を提出してください。

- (i) 事業計画提案書（様式第1号） 7部（正本1部、副本6部）
- (ii) 事業計画要約版（様式第2号） 7部（正本1部、副本6部）
- (iii) パッケージ事業の事業構想の写し 7部

(2) 様式等

提出書類は、A4版両面印刷、左上1カ所ステープルどめとし、全書類をダブルクリップでとめて提出してください。

ロ 事業計画提案書の作成方法

(1) 様式1号に従い、以下の事項を記載してください。

(i) 事業の趣旨・目的

地域の雇用失業状況や産業及び経済の動向等を踏まえ、事業を実施する必要性等を記載してください。

(ii) 事業を実施する分野

事業を実施する分野とパッケージ事業が対象とする地域重点分野を記載してください。

(iii) 実施する事業の内容

実施する事業の内容を具体的に記載してください。

(iv) 事業を実施するために必要な労働者の見込み数

事業を実施するために必要な労働者の見込み数を記載してください。

(v) 事業の実施により見込まれる波及的な雇用創造効果

事業の実施により見込まれる波及的な雇用創造効果を記載してください。記載に当たっては、可能な限り定量的に記載するものとし、定量的な記述が困難な場合には、定性的に記載してください。また、可能な限り根拠等を示してください。

(vi) パッケージ事業による支援の内容

パッケージ事業による支援の内容や実施時期等を事業計画との関連がわかるように記載してください。

(vii) 支給対象者の募集及び選定方法

支給対象者の募集及び選定方法を具体的に記載してください。

(viii) 事業開始までのスケジュール

支給対象者の募集から事業の開始までのスケジュールを記載してください。

(ix) 事業を開始するために必要な経費の概算額

事業を開始するために必要な経費の概算額を記載してください。

(x) 協議会が解散した場合の文書の保存

協議会が解散した場合に文書を引き継ぐ市町村又は都道府県を記載してください。

(2) 事業構想提案書のすべてのページの下中央にページ番号をつけてください。

(3) 事業構想提案書の総ページ数は、概ね10ページ以内としてください。

ハ 問い合わせ

奨励金に関する問い合わせは、労働局までお願いします。

8 事業計画の選抜

イ 事業計画の選抜

国は、提案された事業計画の中から雇用創造効果が高いものを選抜するため、有識者等から構成される「選抜・評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、各事業計画に基づく事業実施の可否について諮るものとします。委員会は、事業計画を次の基準により審査し、事業内容が適切であり、雇用創造効果が高いと認められるものを選抜するものとします。

ロ 選抜の基準

- (1) 事業を実施する必要性が明確か（4点）
- (2) 事業の内容が地域の特性を活かしたものとなっているか（2点）
- (3) 事業の実施体制が有効か（2点）
- (4) パッケージ事業との関連性が明確か（4点）
- (5) 事業の実施により波及的な雇用創造効果が見込めるか（2点）
- (6) 目標の達成が見込めるか（2点）
- (7) 事業実施者の募集及び選抜方法が適切か（4点）

ハ 選抜結果の通知

国は、事業計画を提出した協議会に対し、労働局を通じて選抜結果を通知します。その際、選抜された事業計画を提出した協議会に対しては、必要に応じ、事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件を付すことがあります。

9 その他

イ 労働局等に対する協力

協議会は奨励金を支給するために労働局等から確認書類の提出など必要な協力を求められた場合に協力する必要があります。

ロ 協議会の説明責任

選抜された事業計画を提出した協議会は、事業計画の内容や支給対象者の選定等について説明責任を有することになりますので御留意ください。

様式第1号

雇用創造先導的創業等奨励金 事業計画 提案書

平成 年 月 日

厚生労働省大臣官房参事官（雇用対策担当） 殿

雇用創造先導的創業等奨励金の支給対象となる事業計画について、以下のとおり提案します。

〈事業計画タイトル〉

事業計画の趣旨・目的を端的に表現したタイトルをつけてください。

〈事業計画の対象とする地域〉

事業計画の対象とする地域の市町村名を記入してください。

協議会名

代表者 役職・氏名

印

住所 〒

連絡担当者 所属・役職・氏名

TEL:

FAX:

E-mail

〈事業計画〉

タイトル

1 事業計画の趣旨・目的

地域の雇用失業状況や産業及び経済の動向等を踏まえ、事業を実施する必要性等を記載してください。

2 事業を実施する分野

イ 事業を実施する分野

(事業計画が対象とする分野を記載してください。)

ロ パッケージ事業が対象とする地域重点分野

(パッケージ事業が対象とする地域重点分野を記載してください。)

3 実施する事業の内容

実施する事業の内容を具体的に記載してください。
また、事業の継続性（採算性）についても記載して下さい。

4 事業を実施するために必要な労働者の見込み数

事業を実施するために必要な労働者の見込み数を記載してください。

5 事業の実施により見込まれる波及的な雇用創造効果

事業の実施により見込まれる波及的な雇用創造効果を記載してください。記載に当たっては、可能な限り定量的に記載するものとし、定量的な記述が困難な場合には、定性的に記載してください。また、可能な限り根拠等を示してください。

6 パッケージ事業による支援の内容

パッケージ事業による支援の内容や実施時期等を事業計画との関連がわかるように記載してください。

7 支給対象者の募集及び選定方法

支給対象者の募集及び選定方法を具体的に記載してください。

【記載例】

公募により支給対象者を募集し、協議会に設置した有識者委員会により支給対象者を選定する。

8 事業開始までのスケジュール

支給対象者の募集から事業の開始までのスケジュールを記載してください。

9 事業を開始するために必要な経費の概算額

事業を開始するために必要となる経費の概算額を記載してください。

10 協議会が解散した場合の文書の保存

協議会が解散した場合に文書を引き継ぐ市町村又は都道府県を記載してください

様式第2号

雇用創造先導的創業等奨励金 事業計画 要約版 (〇〇協議会)

「事業タイトル」

(事業計画の対象とする地域)

1 事業の趣旨・目的
2 事業を実施する分野
イ 事業を実施する分野
ロ パッケージ事業が対象とする地域重点分野
3 実施する事業の内容
4 事業の実施するために必要な労働者の見込み数

5 事業の実施により見込まれる波及的な雇用創造効果
6 パッケージ事業による支援の内容
7 支給対象者の募集及び選定方法
8 事業開始までのスケジュール
9 必要経費の概算（予定） ○○○千円
10 協議会が解散した場合の文書の保存

※ 4 ページ以内で作成してください。